

### 農産物直売所

- 1 申請者は農業者、農業者で組織する団体若しくは農業協同組合であること。また、申請地の周辺の市街化調整区域で収穫された農産物の販売を主とすること。
- 2 申請地の面積は2,000平方メートル以下であること。ただし、土地の形状等によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 建築物の延床面積は300平方メートル以下であること。
- 4 建築物は平屋であること。
- 5 建築物の高さは原則として10メートル以下であること。
- 6 開発区域が接する主要な道路は幅員6メートル以上であること。
- 7 市街化区域に隣接しておらず、100メートル以内の範囲でないこと。
- 8 市の農業施策の観点から支障がないと認められるもの。
- 9 開発又は建築を行うために他の法令による許可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。